

社会福祉法人武蔵野
第五期中期基本計画

令和 3 (2021)年度～令和 5 (2023)年度

令和3 (2021)年3月

社会福祉法人 武蔵野

はじめに ～第5期中期計画策定にあたって～

このたび第五期（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）の中期基本計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい環境の中で、これまでの法人の活動成果を振り返り、今後の法人のあり方、取り組みの方向を構想したものです。

新型コロナウイルス感染症の集団感染は想像を超える事態を招くことがわかり、おおむねこの1年、法人は感染症への対応に総力をあげてきました。現在のところ収束の見通しは立っておらず、引き続き感染リスクを避けながらのサービス提供が求められています。そういう中においても、コロナ禍におけるより良いサービスのあり方についてさらに模索し、そのうえで、法人のこれからの3カ年の大きな方向を定めた今般の中期基本計画を滞りなく履行していきたいと思っています。

各職場においてはこの計画を起点として、年度の事業計画に落とし込んでいただきたいと思います。合わせて法人全体として、あるいは関係事業所間において一丸となった行動を進めていきたいと思っています。それが法人の活力を高め、地域福祉の一翼を担うことにつながっていくと考えます。

理事長 安藤真洋

目 次

はじめに

基本理念・基本方針・職員行動指針・経営基本原則・・・・・・・・・・ 7

事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1章 経営環境・経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1節 経営環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2節 経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2章 法人全体計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1節 前期の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2節 重点課題 第1項 事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2項 人材・組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3項 財務・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 部門別計画1「高齢部門」・・・・・・・・・・・・ 21

第1節 全体計画 第1項 前期の評価・・・・・・・・・・・・ 21

第2項 部門を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・ 21

第3項 今期の方向性・・・・・・・・・・・・ 22

第2節 居住領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3節 通所(デイサービス)領域・・・・・・・・・・・・ 25

第4節 相談領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第4章	部門計画2「障害・児童部門」	29
第1節	全体計画	
	第1項 前期の評価	29
	第2項 部門を取り巻く状況	29
	第3項 今期の方向性	30
第2節	居住領域	32
第3節	通所(日中活動)領域	34
第4節	相談領域	36
第5節	就労領域	38
第6節	児童領域	40
資料		43
	計画の重点項目一覧	44
	策定経過	46

基本理念
基本方針
職員行動指針
經營基本原則
事業概要

M 社会福祉法人武蔵野

基本理念・基本方針・経営基本原則・職員行動指針

基本理念 (法人の使命)

地域社会に役立つ

(平成 20 年 5 月 29 日 制定)

基本方針

福祉サービスを必要とする方の基本的人権を尊重し、その
人らしい暮らしが送れるよう適切な支援を行う

(平成 20 年 5 月 29 日 制定)

職員行動指針

〔行動〕 私たちは地域・市民の皆様とのつながりを第一に、
チームワークを発揮して行動します

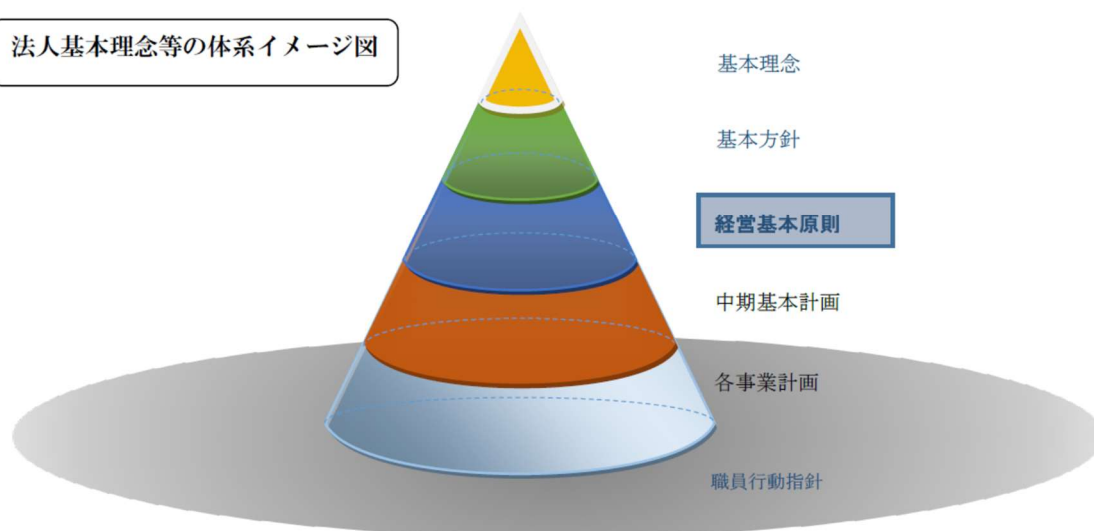
〔感謝〕 私たちはありがたい気持ちを大切に、
笑顔と優しい言葉で接し、人の輪を広げていきます

〔共感〕 私たちは相手の立場に立って考え、共感し、
信頼しあえる関係づくりを目指します

〔向上〕 私たちは介護・支援のプロとして、専門知識、技術の
スキルアップを心がけ、資質向上に努めます

(平成 24 年 1 月 1 日 制定)

法人基本理念等の体系イメージ図



経営基本原則

私たちは法人の基本理念である「地域社会に役立つ」に拠りこれからも事業の伸長を期すとともに、あわせて地域社会における様々な課題にも向き合い、法人の公益性をいっそう高められるようにしていきます。そして地域の中で相互に認め合う関係をつくり、それを広げて誰もが生き生きと活動できる福祉的なまちづくりの一翼を担いたいと思います。

経営ビジョン

- ・福祉サービスの質を向上させるとともに、地域における公益的な取り組みを積極的に進めます。
- ・全職員が経営感覚を持って、非営利組織としての自立的経営を実践します。
- ・様々な領域の団体・機関などと連携・協働をして福祉コミュニティの形成に寄与します。

経営ビジョンに基づいて以下の3つの領域で取り組みを進めます。

○事業について

- ・事業の安定供給と機能強化を図り法人の福祉力を向上させます。
- ・環境の変化を踏まえ新たなサービスの開発や様々な主体との協働を進めていきます。
- ・積極的に情報発信をして法人への理解と信頼を高めます。

○人材・組織について

- ・職員行動指針を踏まえ福祉の専門性を高める努力を続けます。
- ・社会福祉法人としての責務を果たすために組織の構造や機能の改革を進めます。
- ・一人ひとりの意欲や自律性を高め、活力ある職場をつくっていきます。

○財務について

- ・財務の健全性を確保していきます。
- ・必要な事業を推進するために基金を設けるなど財源の安定化を図ります。
- ・コストを意識し事業を効率的に運営します。

(平成28年4月1日制定)

事業概要(計画における部門・領域)

☆印は武蔵野市公の施設の指定管理者として運営

	領域	事業所名	事業種別
	法人本部		
高齢部門	居住	1 武蔵野市桜堤ケアハウス☆ 2 ゆとりえ	軽費老人ホーム 特別養護老人ホーム 短期入所
	通所(デイサービス)	3 ゆとりえデイサービスセンター	通所介護
	相談	4 桜堤ケアハウス在宅介護・地域包括支援センター 5 ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター	居宅介護支援事業・地域包括支援センター 居宅介護支援事業・地域包括支援センター
障害・児童部門	居住	6 わくらす武蔵野 7 居住支援ユニットリエゾン (きたまちハウス グループホームくすの木 せきまえハウス グループホームかしの木)	施設入所支援 短期入所 共同生活援助 短期入所
	通所(日中活動)	8 ワークセンター大地 9 デイセンター山びこ 10 デイセンターふれあい わくらす武蔵野 11 障害者福祉センター☆ 武蔵野福祉作業所	生活介護 生活介護 生活介護 生活介護 行動援護 生活介護 自立訓練 生活介護
	相談	12 地域生活支援センタービーと * 指定一般相談いとのわ * 障害者相談支援事業所ほくと * 相談部ハビット	相談支援 指定相談 地域活動支援センター 指定相談 専門相談 指定相談 療育相談 指定相談
	就労	13 ワークセンターけやき 14 ジョブアシストいんくる 15 武蔵野福祉作業所 16 ワークステージりぷる 17 武蔵野市障害者就労支援センターあいる	就労継続 A 型 就労継続 B 型 就労移行支援 就労定着支援 就労移行支援 就労継続 B 型 就労継続 B 型 障害者就労支援
	児童	18 みどりのこども館☆ 相談部ハビット(サテライト含) 通園部ウィズ おもちゃのぐるりん * 19 武蔵野市立放課後等デイサービスパレット☆	児童発達支援センター 療育相談 計画相談 施設訪問事業 児童発達支援事業 地域開放型事業 放課後等デイサービス

* 印：いとのわ→わくらす、ほくと→福祉センター、ハビット→こども館、パレット→桜堤ケアハウスで事業を行っている

第五期中期基本計画

第1章 経営環境・経営方針

第1節 経営環境

(1) 社会福祉をめぐる環境の変化

わが国では少子超高齢・人口減少社会に対応すべく社会保障・社会福祉の見直しが進められています。人口動態の大きな変化は労働力人口の減少をもたらすばかりでなく、地域の「支え手」の減少をも含むものです。国はそれへの対応策として「地域共生社会の実現」を強調しています。社会福祉法の改正も踏まえれば、社会福祉法人としても地域の福祉課題に積極的に取り組むことがこれまで以上に重要な課題とされています。

その一方で、法人経営に大きな影響を与える国の給付費等報酬については、3年ごとの改定となっていますが、総じてプラス改定が見込みにくいという厳しい状況にあります。

(2) 地域共生社会

地域共生社会の実現とは「あらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ということです（経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年)）。その上で、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」が創設されるに至っています。

武蔵野市では第六期長期計画（令和2(2020)年度～令和11年(2029)年度）の重点施策1に「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」をあげ、「全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる支え合いのまちづくりを推進する」（一部抜粋）としています。

地域共生社会の実現は国も市も重要な課題と位置づけ、進めようとしています。その重要な担い手として行動することが社会福祉法人には求められているのです。

(3) 社会福祉法人の使命、役割

社会福祉法第3条には福祉は「個人の尊厳を旨とし（中略）良質かつ適切なものでなければならない」とあります。そして第4条には地域福祉の推進が示されています。主に（2）で述べた内容です。繰り返しますが、社会福祉法人は地域の様々な団体や住民と協働して新しい地域包括支援の中心的役割を担い、地域の様々な福祉ニーズに積極的に対応することが求められているということです。

武蔵野市においては、我々は行政と連携しながら良質なサービスの提供に務めつつ、さらなる公益性を発揮することを志したいと思います。我々はこれまでも、様々な地域の住民や団体・機関との信頼に基づいた良好な関係を作ってきています。それらの蓄積を生かしながら、武蔵野市と連携し、新たなニーズや地域の課題解決のために我々らしい取り組みを進めていきたいと思っています。

(4) 行政セクターという立ち位置

社会福祉法人武蔵野は武蔵野市財政援助出資団体のひとつです。一社会福祉法人でありながら行政セクターとして公共課題の解決に取り組むことが求められています。そのため現在も様々な事業を武蔵野市から受託するとともに、公の施設の指定管理者に指定されるなど武蔵野市の福祉施策の一翼を担っています。市からは運営費補助など多大な支援も受けていますが、その点においては、当法人は武蔵野市の指導、監督の対象であり、同じ行政セクターである他の財政援助出資団体との整合性も求められていることにも留意する必要があります。

今後も一社会福祉法人としての自立性を追求しながら、市と緊密に連携していくことが必要です。

(5) 働く環境の変化

昨今の新型コロナウイルス感染症は社会的にはリモートによる在宅勤務が推奨されることで、これまで困難と考えられていた通勤ラッシュの緩和など、一定の強制力を伴いながら社会に変化をもたらしました。これは強制された変化ということもできますが、一方で固定的にとらえられていたことも変えることができる面があるという発見でもありました。

我々の事業の仕方や職員の働き方も例外ではなく、マスクの常時着用や手指消毒に始まり、ZOOM等を使ったWEB会議や研修を行うことになりましたが、これらは今後も一つの手段として残ることが予想されます。これからのいつ、どんな変化が求められるか分かりません。これらに対応していくことはもちろん必要ですが、先を見通して自ら変化していくことも必要と考えます。

また様々な環境・立場の職員が増えていることに加え、若年層の仕事観や所属意識の変化にも留意し、国の「働き方改革」を踏まえて、制度を検討していきたいと思います。

第2節 経営方針

(1) 経営基盤の確立

変化の多い時代を乗り越えていくためには、組織としてのしっかりした経営基盤を確立することが必要です。①広い視野を持って柔軟に活動できる人材の確保と育成、②コンプライアンス及び収支への意識など財政規律の向上、③プロジェクト、委員会、会議、各事業所、法人全体の決裁や意思決定のプロセスの再確認、④全事業所を一体的に経営・運営し、各事業所においてその方針が貫かれる組織体制をより意識し、組み立てなおすことを重要な課題としたいと思います。総じて、これらは社会福祉法人制度改革で強調された法人のガバナンスの強化を果たすこととすることができます。この基盤の上で、将来を見据え、一丸となって安定し自立した経営に取り組んでいきたいと思っています。

(2) 多様性を力に

当法人への求職増加及び離職予防のため、多様で柔軟かつ効率的な働き方を追求し、魅力ある職場づくりを進めていきます。内部の現状を踏まえた課題の解消を図るだけでなく、外部の環境変化を積極的に捉えて、職員がおかれた様々な状況を受けとめ適材適所の雇用と処遇など、新しい時代に適合した多様性を力にする職場を目指します。

そのために職員の確保・育成の新たな仕組みや方法の検討、合わせて効率的な運営体制の検討なども進めていきたいと思っています。

(3) 地域と未来志向

この計画の3年間、社会・経済の動きはさらに大きく変化すると思われます。法人経営はそういう状況での厳しい舵取りとなります。これまでのあり方にとらわれない志向性を持つことが必要です。思考や概念、規範や価値観が枠組みごとに移り変わるパラダイムシフトを、受動的に経験するだけでなく、自ら起こしていく気概が問われます。この先の福祉の将来を視野に入れ、多様な団体や機関と切磋琢磨しながら、地域に根付き、協働してこれからの福祉社会の一翼を担うことができる事業体になっていきたいと思っています。

第2章 法人全体計画

第1節 前期の評価

『平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度中期基本計画の評価』

1. 総括

社会福祉法人武蔵野が設立されて28年、武蔵野障害者総合センターからスタートした事業は、現在19事業所にまで拡大し、武蔵野市の福祉に寄与する動きを作り出してきました。

この間、当法人をとりまく社会・経済の状況、社会福祉に関する法律や制度、行政施策等は大きく変化し、環境の変遷とともに課題は多様化・複雑化しており、適時の対応を求められることが増えています。

そうした背景を受けて、当法人は社会福祉法人としての理念に基づいた活動を計画し、市の財政援助出資団体の一員としての役割を確認・共有し、事業を安定継続させ市民の福祉的ニーズに応えていくことに取り組んでいます。

平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度は前期計画に基づき市民ニーズを大きな観点からとらえ、サービスの拠点となる施設及び事業の拡充を重点目標に計画を展開してきました。

今期はこれまでの経営により構築された強みを活かしつつ、同時に多様化・複雑化している課題に取り組み問題を解決して前進するための変革について、経営基本原則に依りながら具体化していきたいと考え前期計画を評価しました(P10～P11)。そしてその評価に基づいた次期計画の重点課題を経営基本原則の3つの項目(事業・人材組織・財務)の順に記しました(P12～P14)。

社会全体が経済的成長を志向してきた時代から定常期へと移り変わりを見せている現在、当法人においても事業規模を拡大することに注力する動きをここでいったん緩やかにし、今期は事業内容の充実や再構築といった動きに力点を置いていくことができるよう、組織的な経営を行っていきます。

2. 前期の計画内容と評価

経営 基本原則	前期の中期基本計画の重点課題	
	課題区分	課題内容
1. 事業	1. 社会福祉法人としての使命の遂行 2. 積極的な情報提供の実施 3. 確実な事業運営と将来構想の検討 4. 在宅福祉を中心としたサービス展開 5. 社会状況を反映した事業への取り組み	1-1他社会福祉法人との連携・社会貢献・地域貢献 1-2収支バランスだけで判断せず、社会ニーズの高い事業は法人全体で実施 1-3市民・家族などを対象とした講座・講演会・情報提供の充実 2-1紙刊行物の発行とホームページの充実 2-2携帯電話やスマートフォン向け情報提供（SNSなどの活用） 3-1実施するサービスに対する利用者満足度の向上 3-2将来を見据えた事業展開と事業計画の策定（5年先・10年先） 4-1わくらすの社会化・地域との連携運営 4-2地域と連携した在宅事業への取り組み 5-1低所得・生活困窮者・社会と距離を置いている方々等への事業 5-2障害部門と高齢部門との連携・新たな取り組み
2. 人材・組織	1. 社会福祉法人としての使命の遂行 6. 計画的な財務運営と健全な財務管理 7. 人材の計画的な採用と育成 8. 職員が快適に働くことが出来る職場づくり	1-4定年退職後の職員・高齢者・障害者の積極的な雇用 6-3職員給与・手当の見直し 7-1事業計画に基づいた職員採用計画の策定（専門知識を有する職員の計画的な採用） 7-2職員研修の充実、資格取得に挑戦しやすい職場環境づくり 8-1快適職場（職員相談の窓口開設・相談内容の充実） 8-2会議や業務の見直し（超過勤務の縮減） 8-3職場環境の改善（有給休暇・育児休業・介護休業などの取得しやすい環境）
3. 財務	1. 社会福祉法人としての使命の遂行 6. 計画的な財務運営と健全な財務管理	1-2収支バランスだけで判断せず、社会ニーズの高い事業は法人全体で実施 6-1将来に備えて基金の充実（寄付の積極的な受け入れなど） 6-2赤字事業の黒字化（3年以内に収支改善計画を策定する。） 6-3職員給与・手当の見直し

総括内容	
評価点	事業成果(成果の一部を抜粋して記載／順不同)
市内外の他法人との連携 地域福祉の会との連携 わくらすの開設 市民向けの各種講座や講演会などの開催 広報の強化(ぶれっそ、Facebook・Instagram、など) 生活困窮者自立支援への取り組み 生活介護施設の再編・機能強化	○財政援助出資団体との連携(懇談会や研修会) ○地域福祉の会等との協働 ○あったかまつりの開催 ○こいこいの集いへの協力(ライオンズクラブ) ○アールブリュットへの参画 ○障害者地域生活ステーションわくらす武蔵野の開設 ○地域自立生活支援に向けてグループホームの新規開設や再編・機能強化 ○相談支援事業所ほくと、いとこのわの開設 ○広報活動(ぶれっそ、Facebook、Instagram、ホームページ、武蔵野日記) ○生活困窮者事業 ○事業の再編と強化(生活介護、就労支援、他) ○児童発達支援事業への着手(発達支援センター化・ウィズの定員増など) ○市民の自主・自助活動づくりへの支援 ○高齢者デイサービスの転換 ○いきいきサロンの展開 ○子ども・高齢・障害事業の連携強化 ○イブニングサービスの試行とサービス実施
人材 積極的な職員採用 定年退職後職員の雇用 職員給与等の検討 研修制度の体系化と計画的な実施 組織 社会福祉法人の制度改革に沿った組織改革の実施 誰でも相談室等の取り組みを通じた快適職場づくり 超過勤務の縮減への工夫(ノー残業ディの実施等)	人材 ○福祉人材の計画的な採用 ○定年退職後の職員の再雇用 ○職員給与や手当、待遇関係の検討による働き方改革への取り組み ○研修制度の体系化と計画的な実施 組織 ○法人研修の計画的な実施 ○社会福祉法人の制度改革の遵守 ○誰でも相談室の開催など、快適職場への取り組み ○ノー残業ディの取り組みや業務内容の見直しなどの実施 ○有給休暇などの休暇制度の活用推進
社会福祉法人の制度改革に沿った組織改革の実施 法人内事業連携による社会ニーズの高い事業の継続経営 収支改善への取り組みや不採算事業の検討 ミライズ基金の創設 職員給与などの検討	○社会福祉法人の制度改革の遵守 ○職員給与や待遇関係の検討による働き方改革への取り組み ○ノー残業ディの取り組みや業務内容の見直しなどの実施 ○収支改善計画への取り組み・事業の再編や新規取り組みなど ○ミライズ基金の創設 ○事業の健全経営に向けた検討 ○ゆとりえの大規模改修

第2節 重点課題

第1項 事業

(1)支援・介護(対人援助)

社会福祉法人武蔵野は、障害のある人(発達に気がかりのある子どもを含む)や高齢の方への支援・介護・相談といった対人援助を事業の中核にしています。対人援助の事業価値を高めていくことは今期も中期基本計画の根幹を成すものです。しかしながら昨今は、社会状況の変化によりニーズの多様化や複雑化、対象の拡大や概念変化等が進み、限られた職員や事業所単独では対応しきれない問題が増加しています。このような問題には法人内複数事業所や関係職員、地域の多様な主体と連携・協働しながら解決を目指していく動きが求められます。このことを受けて、今期は次のことに重点的に取り組んでいきます。

- ①既に利用・登録しているご利用者の対人援助の質を高め、よりよい支援・介護サービスが届けられるよう務めます。
- ②新たなニーズ、これまで取り組んでいないニーズへの対応力を高め、対応していきます。
- ③共通する課題には事業所・領域・部門の垣根を超えて協力して対応します。また、武蔵野市・地域の関係機関等とも連携・協働しながら解決・改善を目指します。

(2)地域(地域福祉・地域貢献)

社会福祉法人は地域の信頼を得ていくこと、地域住民や関係団体とのパートナーシップを深めていくことを同時に進めていくことで、その価値を高め役割を一層果たすことができます。そのため、法人の事業内容を地域社会に発信していくことや、地域のニーズに応じていくこと(地域貢献)も欠かせません。

具体的には次のことを通して地域社会に働きかけていきます。

- ①必要な情報がタイムリーに必要な方に届くよう、より効果的な情報発信を目指します。広報誌、ウェブサイト、SNS等多様な媒体を通じて法人の事業や活動について地域社会にPRしていきます。
- ②地域との結びつきや連携を強化します。地域向け研修会、各種店舗やイベント、ボランティアや実習生の受け入れ等を行い、法人の人材や資源を地域社会の福祉向上に役立てます。
これらの動きを通して地域の福祉マインドを醸成し、福祉のまちづくりに寄与します。

(3)危機管理

新型コロナウイルスへの対応、自然災害への対応ともに、各事業所が協力して一体的に対応できるような仕組みを整えます。また、武蔵野市・地域の関係団体との相互協力により、地域防災の活動に携わります。加えて、福祉避難所として、「障害者総合センター」「障害者福祉センター」「ゆとりえ」「桜堤ケアハウス」の4か所が市と協定を結んでいるほか、「わくらす武蔵野」も協定を結ぶ準備を進めており、これらの避難所設置も含めた地域の災害弱者に対するセーフティネットとしての役割を担います。

このほか、労災や情報漏洩、虐待、クレームなどの危機に対応するため、危機管理体制を適宜確認するとともに、事故発生時の対応力強化を目的とした研修・訓練等の機会を設けていきます。

第2項 人材・組織

(1)人材の確保と育成

全産業で人材の確保が厳しい中、福祉業界においてはなお一層の困難をきわめています。そうした中、あらゆる職層へ求人の裾野を広げ、多様な人材の採用を行っていきます。

そして、計画的な採用と研修制度を通して、幅広い視野で今日的な課題に意欲的に取り組める職員や、複数のポジションで活躍できる職員、各領域で求められる職員、専門性の高い職員など、総合的に福祉人材を確保・育成していきます。

- ①多様な人材を確保するために、各種媒体のほかに、定期的な見学会の実施や職員リクルーター制度・就職フォーラム等を活用して採用ルートを拡大します。
- ②初級研修・OJT研修をより強化し、中堅職員として活躍し部下の指導に携わることができる人材を育てます。
- ③中堅職員、リーダー層職員、管理職研修も計画的に実施し、組織としての研修体系を整え、マネジメント層の積極的な育成をすすめます。
- ④やりがいがあり、魅力がある福祉の仕事の多くの人に伝えて人材確保につなげるため、ホームページや広報誌、SNS等を積極的に活用します

(2)働き方改革

職員誰もが働きがいを実感し、より質の高いパフォーマンスを発揮できるように、働きやすい職場環境を目指します。また、仕事と介護・子育ての両立、ワークライフバランスを大切にし、心身の健康を維持して生き活きと働ける職場環境を整えます。

- ①法制度にのっとった働き方改革を推進するとともに、業務内容やニーズに応じた柔軟な働き方を実現します。

- ②事業所内部はもちろんのこと、事業所間においても職員の交流を促進し、相互に理解を深め、協力体制を構築することにより、互いが支え合い補い合えるような環境と風土を目指します。
- ③モチベーションアップにつながる人事評価やキャリアパス制度の構築を進めます。

(3)組織力強化

今後の地域の多様な課題に取り組めるよう、組織力強化を図ります。理事会、評議員会をはじめ、経営企画会議などの充実を図り、ガバナンスを強化します。

- ①社会福祉法をはじめとする関係法令を遵守し、時代や社会状況に則した経営が行えるように、法人規程や規則の整備をはかります。
- ②法人内の各種会議がより活発化する様に取り組み、横断的な会議の在り方を検討します。
- ③施設・事業の経営ビジョンを明確にし、法人本部機能の明確化と機能強化を目指します。

第3項 財務

(1)財務の健全化

事業活動収入の大幅な増加が見込めない中、日々の事業運営のデータを積み重ねて、検証を進め、収支バランスの適正化を図ります。

また、各施設の大規模修繕費の資金計上が困難なため、計画的な修繕計画や資金確保に取り組みます。

- ①歳入と歳出の経営内容を分析し、法人事業の適正な展開を検討します。
- ②ITの導入等により事務業務を効率化し、事業仕分け等により、経営効率を向かせます。
- ③基金等積極的な収入活動に取り組み、大規模修繕や固定資産の購入、借入金返済等の資金確保に努めます。

(2)事業の検証

各事業の社会的意義やサービスの提供内容、運営に当たる組織体制、経営的に判断する収支計画、効率的な職員配置等の適正化をはかり、事業の検証と継続をはかります。

- ①各事業の規模や事業価値など、総合的観点から事業の検証を行います。
- ②検証に基づいた安定した施設経営ができるように目指します。
- ③採算性の低い事業は、社会的意義の高さを、市民ニーズとその活動内容から精査します。

第3章 部門別計画1「高齢部門」

第1節 全体計画

第1項 前期の評価

桜堤ケアハウス、ゆとりえ共に、施設総体として地域社会活動に取り組む地域の拠点であるために、地域住民や住民組織、関係機関との信頼関係構築に向けて取り組み、以下のような成果を上げることができました。

1. 事業

- ・家族の介護力や関わりの弱い支援困難ケースへの対応
- ・障害者やその家族の高齢化（8050 問題）への対応
- ・地域ケア会議の開催による地域連携の強化
- ・地域の福祉力向上と支え合いの場づくり（いきいきサロン、認知症カフェ、暮らしの保健室等）
- ・居住施設における入居者同士の関係性への支援
- ・居住施設と地域との関係強化
- ・ユニバーサル就労の実現
- ・桜堤ケアハウスデイサービスの放課後等デイサービスへの移行

2. 人材・組織

- ・ソーシャルワークの視点を持つ職員の育成
- ・安心して働ける職場環境への取り組みと組織力の向上
- ・ゆとりえ特養 16 時間夜勤から 8 時間勤務へ移行

3. 財 務

- ・介護報酬改定等による収益の悪化への対応
- ・老朽化による設備更新と補修、大規模改修の計画的実施

第2項 高齢部門を取り巻く状況

介護保険制度の「第8期事業計画」（令和3(2021)年ー令和5(2013)年度計画）が令和3(2021)年度からスタートしますが「令和22(2040)年度への備えも重要である」ことが確認されています。団塊の世代が令和7(2025)年度にはすべて75歳以上の後期高齢者になり、さらに令和22(2040)年度にかけて高齢者の増加と支え手である現役世代人口が減少することから急速に介護ニーズが高まります。そのため、介護保険の財

政基盤をどう維持するのか、介護サービスをいかに少ない人材で効率的・効果的に提供できるかが非常に重要な課題となります。人材確保が難しくなると共に ICT 化など効率化が一層求められており、業務標準の見直しをはじめ、人員配置や働き方についてもさらに改革を進めていく必要があります。

また、令和 2(2020)年度から流行している新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う新しい生活様式を踏まえた対応が必要不可欠となり、地域づくりにも新たな対応が求められています。

第 3 項 今期の方向性

これまで高齢者支援において、様々なつながりが豊かであることが在宅生活の限界点を上げることとなり、居住施設においても自分らしく生活する上で大切な目標でした。桜堤ケアハウス、ゆとりえ共に新型コロナウイルス感染症により失われたつながりの回復に努めるだけでなく、居住施設を拠点として高齢者が安心して暮らし続けられる新たな地域づくりに取り組みます。

また、令和 3(2021)年度の介護報酬改定から「自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現」を目指すことが打ち出されており、これに取り組めます。

(1)事業

- ・新型コロナウイルス感染症による地域住民の孤立化からの回復へ取り組みます。
- ・利用者の社会的背景を理解し、一人ひとりのつながりを豊かにします。
- ・支援困難ケースへの対応や権利擁護、身上監護に取り組みます
- ・地域の様々な社会資源とのつながりを深め、安心して暮らし続けられる地域共生社会を目指します。
- ・生きづらさを抱える住民を支援組織、住民組織につなぐ働きに取り組みます。
- ・介護保険事業所では、自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現に取り組みます。

(2)人材・組織

- ・地域にある高齢者福祉施設として地域生活課題の解決に取り組むために地域ソーシャルワーク機能のスキルと実践力を身につけます。
- ・障害分野との密接な連携が強みとなるように障害分野の事業や制度を学びます。

(3)財務

- ・ゆとりえの収支改善に取り組みます。
- ・事業の効率化と共に老朽化対策への財務運営を計画的に行います。

第2節

領域名: 高齢・居住

1 個別性や状態変化に配慮され、安心できる入居生活の提供

入居生活において、個人の個性や理解力、認知機能等の低下による状態の変化が見られます。家族や保証人との連携を深め、個々の入居者に応じたきめ細かい対応を行なうことで、安心できる生活を提供します。

- (1) 入居者の高齢化、虚弱等に伴い、個々のニーズが多様化しています。そのため施設での生活の継続にあたって、ご家族・保証人等との情報交換・連携を密に行います。また桜堤ケアハウスにおいては、自立型施設という特徴から住み替え等の必要性がある場合は、情報提供等を適宜行っていきます。
- (2) 入居者が抱えている老化や疾病、住み替え等への不安と、心身のバランスが崩れることでの精神的な不調について、傾聴・共感、フラストレーションへの対処などの相談支援に取り組みます。
- (3) 入居者の心身機能低下や変調に対して、保証人・ご家族並びに医療機関と連携を図りながら適切な通院・入院または退院等の支援を行います。

2 自立支援から看取りまでの個別ケアの推進

入居者が安心して安全に自立した施設生活を送っていただけるよう、施設全体で介護をはじめ権利擁護や身上監護などに関する知識・技術の習得とノウハウの蓄積を図ります。また、入居者の心身状態の重度化、経済的な問題や医療ニーズへの対応を要する方が増えていることから、人生の最後まで充実した施設生活が送れる看取りケアも行います。

- (1) 入居者主体の趣味活動や交流活動を支援し、体操や歌などの介護予防的活動を定期的実施することで、活力ある生活と快適な住まいの提供を行い、自立した生活を支援します。
- (2) 施設内の設備点検及び環境衛生点検を定期的実施し、居室も含めた快適な住環境づくりの支援に取り組みます。
- (3) 身寄りがなく、保証人不在であっても安心・安全に施設生活を送って頂けるよう、権利擁護や身上監護などの知識やスキルを職員が習得し、個々のニーズに合わせて適切な関係機関へつなげることができるように取り組みます。
- (4) 看取りに関して医療・介護職の連携を図りながら、人生の最後まで充実した施設生活が送れるよう支援します。

3 地域とのつながりづくり

これからは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式を取り入れた入居者の生活を支援していく必要があります。同時に地域との関わりも、新たな生活様式を踏まえながら地域住民の一員として、地域とのつながりを実感できる生活を支援します。

- (1) 新しい生活様式に沿って、地域の住民や児童等と交流し、趣味活動を通じて地域の行事等に役割を持って参加できるように取り組みます。
- (2) 地域の自主防災組織と連携し、大規模な災害が発生した時は他の関係諸団体と協力しながら、福祉避難所としての機能を発揮します。また、桜堤ケアハウスにおいては、併設している事業や学生寮の協力を得て、入居者の避難・救護を円滑に行います。防災訓練や行事等を通じて日頃から交流を深めます。
- (3) 社会福祉士や看護師等の資格取得目的の実習生を、施設本体と在宅介護・地域包括支援センター等が、共同で実習施設として受け入れます。これからの医療・福祉人材の育成に積極的に携わります。また、超少子高齢化社会を見据えて、福祉分野に興味を持って近い将来福祉分野に携わってもらえるよう、実習生だけでなく、体験ボランティアや職場体験など小中学生から大学生まで幅広く積極的に受け入れます。

第3節

領域名: 高齢・通所(デイサービス)

1 選ばれるサービスの提供 ～法人サービスの利用促進計画～

市内デイサービス施設の増加に伴って、利用者数が減少しています。さらに新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて、新規利用者の受け入れが滞り、その間に減少した利用登録者数が回復していません。ゆとりえデイサービスの強みを積極的にアピールし、選ばれるサービスの提供に取り組みます。

- (1) 活動プログラムの内容をはじめ、環境や設備を含めた魅力が伝わるように、パンフレットや広報誌の見直しを行い、利用者、家族、居宅介護支援事業所に質の高いサービス提供の実態を積極的にアピールします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策により、これまでのプログラムの見直し、新たな取り組みが求められています。感染予防の徹底を基本としながら、内容的にも魅力的なプログラムを開発し、提供します。

2 利用者、職員と地域のつながり

開設以来、地域住民の皆様など多くのボランティアに支えられています。支えられるだけでなく、ボランティア活動を通して高齢者福祉への理解が地域の中に広がって、安心して暮らせる地域づくりにつながってきました。新型コロナウイルス感染症による影響で、ボランティアやイベントを通じた地域とのつながりが希薄になっている今こそ、地域とのつながりを深めるための新たな取り組みを研究・開発します。

- (1) 安心して地域の皆様に参加できるボランティア活動が行えるよう感染予防策を徹底し、新たな活動形態づくりを推進します。
- (2) 家族介護支援事業として、デイサービスのイベントに介護者や地域住民が参加できる機会や親子広場のような子どもたちとの交流など、地域との結びつきをはかるイベントの再開が難しくなっています。世代を超えて行ってきたつながりの回復に取り組みます。

3 認知症支援

市内の東エリアには認知症対応型通所介護事業所が無いため、通常型の通所介護事業所が行う重度認知症高齢者の受け入れと対応については大きな課題となっています。

軽度から重度の認知症高齢者への理解を深め、自立支援と共に家族支援につなげます。

- (1) 法人内の主体的な研修プログラムだけでなく、外部の認知症ケア研修も積極的に活かし、認知症支援の質の向上に努めます。利用者にとって安心して落ち着いた時間を過ごせるようになると共に、支援の適正化をはかることで職員の業務を整えて、受け入れ可能な利用者の層を広げます。

(2) 軽度から中度認知症の方への自立支援と地域社会生活の回復に向けた取組みを、通常の活動の中に積極的に取り入れていきます。

4 地域共生社会実現への取組み

地域共生社会の実現に向けて、施設内の交流を含めて地域との関係づくりに取り組んでいきます。

また、桜堤ケアハウス内の放課後等デイサービスでは、高齢者の入居支援と障害児の通所支援との連携を図ります。

第4節

領域名：高齢・相談
1 住民同士による支え合いの地域づくり
いきいきサロンや、地域住民主体の居場所（集いの場）、カフェなど、住民による積極的なつながりづくりをサポートし、地域共生社会の実現を目指します。また、安心して支え合える地域づくりのために、新型コロナウイルスを初めとする感染症予防対策に応じた仕組みを構築します。 （１）コロナ禍でつながりが希薄になる状況の中、新たな地域づくりについて、今ある地域の団体間で、どのようなつながりを持てるのか語り合う機会をつくります。 （２）地域の団体等（いきいきサロン、テンミリオンハウス、地域社協、コミセン、民生委員など）との定例的な関わりを継続します。 （３）テーマや目的を明確にした場の設定（エリア別ケア会議や各団体との定例会、民生委員との情報交換会など）について、①内容や会場の工夫、②少人数での開催、③オンラインの導入など、工夫して取り組みを進めます。
2 関係機関との連携を深めた一体的な地域包括ケアシステム
桜堤ケアハウス、ゆとりえそれぞれの担当地区の施設や医療機関、福祉事業所、さまざまな社会資源等との連携を深め、担当する小地域での一体的な総合支援体制を整えます。総合支援体制の構築によって、安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムを目指します。 （１）医療機関、UR、サービス提供事業所などと協働して地域でどのように関わっていくのか、地域ケア会議の開催を重ねることで地域課題を共有します。 （２）地域課題に対してどのように働きかけていくのか、既存の社会資源をどのように活かしていくのか、それをどのようにネットワークとして活かしていくのかを考えて取り組みます。 （３）地域性を活かしていくために、地域と関係機関が共同してイベントの開催を行います。
3 家族の高齢化による障害者支援への対応
当法人の強みである高齢分野と障害分野の具体的な連携を強め、家族の高齢化によって顕在化した障害者支援への対応を進めます。また、高齢者支援サービス利用にスムーズに対応する体制を整えます。 （１）相談支援部門間での役割を理解するために、高齢者支援部門と障害者支援部門との間で情報を共有する機会を作ります。 （２）高齢・障害の双方で関わりがある事例（高次脳機能障害者、8050 問題など）について、お互いのケース対応における理解が深められるように合同カンファレンスを

行い、連携を図った支援に努めます。また、終結した事例については振り返りを行います。

(3) 部門間でのケース移行や、障害者の親の高齢化等、双方の関わりを通した連携の仕組みを検討します。

第4章 部門計画2「障害・児童部門」

第1節 全体計画

第1項 前期の評価

前期は、「地域の中で、つながり豊かに、自分らしく生きる。」をビジョンとし、住み慣れた武蔵野市で、障害のある誰もが主体的に暮らし続けることができるような支援を構築するため「地域自立生活支援」の実現を目標に掲げ、障害者支援部門が一体となって取り組んできました。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症により、中期基本計画や各事業所の年度事業計画の遂行に少なからぬ影響がありましたが、感染予防策を含めた新たな対応策を講じて運営を継続しました。

これにより、主として以下の成果を上げることができました。

(「前期の計画内容・評価」のページも参照)

- ・障害者地域生活ステーションわくらす武蔵野の開設
- ・相談支援事業所いとのわの開設
- ・みどりのこども館の児童発達支援センター化
(相談部ハビット、通園部ウィズとしての再スタート)
- ・放課後等デイサービスパレットの開設
- ・相談部ハビットサテライトの開設
- ・グループホームかしの木の新規開設と
それに伴うグループホーム再編による居住支援の機能強化
- ・生活介護事業の再編による機能強化(継続)
- ・ものづくりの拠点「hicobae」から「つむぐと」に名称変更しリニューアルオープン
- ・生活困窮者等への就労支援事業の実施
- ・地域社会への貢献(防災、地域福祉、住民組織等との連携)

第2項 障害・児童部門を取り巻く状況

平成28(2016)年に障害者差別解消法が施行され、我が国が共生社会に向けた一歩を踏み出すことになりました。しかし、同年7月には津久井やまゆり園で元職員による大量殺傷事件が発生し、平成30(2018)年1月には旧優生保護法による強制不妊手術を受けた女性が国に謝罪と賠償を求める裁判を起こすなど、差別や偏見の根深さを露呈する出来事が相次いでいます。平成25(2013)年に批准した障害者権利条約と関連国内法の整備は差別解消法を含め一定程度進められましたが、今後は一人一人の存在が脅か

されずに多様性を認め合う人権思想に基づいた福祉社会をどのように構築していけるかが問われており、この定常期においてその内実としても実現されることが求められています。

一方、近年は医学の進歩・発達障害に関する啓発事業・情報化社会の到来等により「障害概念」が拡大しています。乳幼児期からの相談や療育に関するニーズも高まりを見せ、関連事業・事業所も増加の傾向にあります。我が国が他に例を見ない少子高齢化・人口減少の道を歩む中で、子どもの発達支援に関する取り組みは、子ども・子育て分野の重要な施策の一つになっています。

当法人障害・児童部門は前期計画を「地域の中で、つながり豊かに、自分らしく生きる」というビジョンのもと推し進めてきましたが、その実現には多くの課題が残されています。加えて、老障介護に象徴されるような複数の困難を抱えた家族の問題や生活困窮者の問題、障害者の高齢化問題など、安定した地域生活を送る上で阻害要因となる数々の問題が顕在化しており、制度やサービスに必ずしもなじまない事柄への対応を求められるようになっていきます。上記のような視点を意識しつつ、当法人は、今後もご利用者のトータルな生活のイメージを持ちながら、多様な状況に対応し当事者のニーズに応えるべく、今期も新たな計画を策定し職員一体となって取り組んでいきます。

第3項 今期の方向性

当部門では、権利条約、障害者基本法、総合支援法に謳われている「望む地域で暮らす権利や社会参加の機会確保」を「つながり豊かに自分らしく生きる」という言葉で表現し、この実現に向けた地域自立生活支援を進めていきます。また、子ども・子育て支援新制度のテーマである「量と質の両面から子育てを社会全体で支える」ことに、主として子どもの発達に関する支援を、各家庭の状況や保護者の思いに寄り添いながら進めていきます。

重点項目は以下の通りです。

1. 事業

- ・地域生活の安定や充実に関わる多様なニーズに対応します。
- ・新型コロナウイルス感染症による状況の変化に応じたつながりや支援のあり方を追求します。
- ・昨年度から始動している放課後等デイサービス、新規グループホームの運営を軌道に乗せます。
- ・既存事業の充実にも取り組みます。
- ・新たなニーズに対応する動きを作ります。必要に応じて新規事業も検討します。
- ・地域の福祉的課題に積極的に関わり、誰もが暮らしやすい地域づくりに寄与します。

この取り組みを関係機関・団体と協働し、市民の主体的な地域福祉活動等とも連携しながら進めます。

- ・つむぐとを中心にした創作活動を法人全体で展開できるよう戦略的に取り組みます。

2. 人材・組織

- ・当事者が地域での暮らしを送る上でのニーズに柔軟に対応できるよう、事業の枠を超えた職員の連携と協働の動きを進めます。
- ・新型コロナウイルスの影響によるストレスや不安を、職員が支え合って和らげたり乗り越えたりすることのできるような職場環境づくりに努めます。

3. 財務

- ・新規グループホームの設置と事業再編を通して、グループホーム事業の赤字の改善に取り組みます。
- ・国の報酬改定や都のサービス推進費の動向を踏まえた施設経営を行います。

第2節

領域名:障害・居住
1. 地域生活支援拠点の機能化に向けた取り組み
武蔵野市は、市内初の障害者支援施設である「わくらす武蔵野」に、地域生活支援拠点の機能を付加するとしています（障害者計画・第5期障害福祉計画）。地域生活支援拠点の機能としては、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」が挙げられていますが、これらを具体的に機能させていくために次のことを市内の関連団体と協働しながら実行していきます。 (1)地域生活支援拠点の先行事例などの研究（勉強会、研修会などの企画運営含む） (2)武蔵野市地域自立支援協議会、市内関係団体との連携強化 (3)市内グループホーム連絡会（新設）の呼びかけ
2. 本人のニーズに応じた居住支援の展開（現在入所している方への支援最適化）
居住支援の拡充が進み、令和3（2021）年3月時点で、計80名の方が法人のグループホーム及び障害者支援施設で生活しています。令和2（2020）年度末には、新規グループホーム創設を機に、機能強化を目的とした再編が行われました。今期は、入居者の安定した暮らしを支えるために、運営を軌道に乗せていく期間と位置づけ取り組んでいきます。 また、グループホーム・障害者支援施設ともに、高齢化、障害の重度化への対応が必要なケースがある一方、若年層を中心に社会生活力を高める支援の必要なケースもあります。今後はグループホームと障害者支援施設のそれぞれの生活拠点のスケールメリットを生かし、各拠点の特徴を明確にし、ご本人の支援ニーズに合わせて柔軟に生活支援を提供できるようにします。またサテライト型のグループホームについても検討していきます。
3. 中軽度知的障害・発達障害の方向け自立生活体験事業の検討（新たなニーズの開拓）
これまで、主に重度の知的障害がある方を中心に自立生活体験の機会を設定してきましたが、その実績を踏まえつつ、今後は軽度の方たちの自立生活体験の機会を設定していきます。軽度の方に対して事前の調査や評価を行い、実際にグループホーム等でプログラム化された自立生活を体験できるようにし、地域自立生活への自信を確信へと変える機会を提供していきます。 これには相談支援事業との連携も不可欠なため、体験を適切に評価し、次のステップに必要な取り組みを計画相談等に反映させ、継続的な支援の形成に役立てます。
4. 短期入所・行動援護の拡充
現在のコロナ禍においても、短期入所（なごみの家）等の地域生活支援サービスのニーズは高く、市民サービスとしても一層の利便性の向上、受け入れ数の拡充が求められてい

ます。

短期入所については、

- (1)運営を合理化し、可能な限り受入れ数を増やします。
- (2)緊急時にも柔軟に対応できる体制を整えます（夜間、休日、長期休暇など）
- (3)長期利用希望者への対応を柔軟に行います。

行動援護については、

- (1)短期入所だけでは対応が難しいケースなどに対して、タイムステイ利用を行動援護で補うことなどを検討します。また、わくらすの通所（生活介護）や短期の利用開始導入時期などにわくらすに慣れるプロセスとして、行動援護を利用してスタッフとの関係づくりやわくらすの「場に慣れる」支援をするなど、柔軟な利用ができるよう取り組みます。

5. 法人内の関係事業所との連携強化

居住支援（リエゾン、わくらす武蔵野）においては、グループホームと施設入所支援との間でノウハウの共有、よりよい居住支援の研究を進めていきます。

また、居住支援と日中活動の事業所間においても、相互に柔軟な応援体制を構築して、支援の質向上や合理化が図れるよう検討していきます。

第3節

領域名:障害・通所(日中活動)
1. 生活介護事業の連携と機能強化
これまで実施してきた機能強化をさらに進めるよう以下のポイントを設定しました。これらの実現によって利用者の日中活動の充実を目指し、多様なニーズに応える運営を行います。 (1)支援の柔軟性・質・わかりやすさ・効率性を高めます。 (2)法人内生活介護事業所のリーダー層による運営会議を必要に応じて開催し、各事業所の状況確認や情報共有を行い、問題解決に向けた意見交換などを行います。 (3)試行してきたプログラムの相互利用や職員連携等について、本格的に取り組みます。各事業所の強みを生かし、足りない部分を補い合うことで、ご利用者の地域自立生活支援の充実を図ります。 (4)創作活動は「つむぐと」ブランドのもとに法人内協働を進めるとともに、コロナ禍における販路の開拓や地域・関係団体等とのつながり強化に努めます。また、通所施設などのサービスを利用していない方々の創作機会や発表機会等についても検討します。
2. コロナ禍の中での新たな支援内容・活動プログラムの検討と実施
今後三年間は新型コロナウイルス感染症への対応が求められるであろうことを想定し、以下の3点を実施していきます。 (1)濃厚接触や感染時の事業継続マニュアルを詳細に策定し、状況に応じて見直しをしながら、研修や訓練等を通じて全職員が理解している状況を構築します。 (2)コロナの感染防止と利用者の必要に応える活動や支援の両立を目指し、効率性・機能強化の視点も踏まえてリフレームします。また、3密回避可能な活動環境が必要となるため、現有スペースの活用の仕方や地域資源の有効利用などを工夫します。 (3)コロナ禍で各種イベントや創作活動により生み出された商品の販売機会が制限されています。地域の方々と共に、だれもが暮らしやすい地域づくりに関与するため、これまでのつながり方を見直し、新たなあり方を模索・実施します。これらの動きを通じて、当法人のご利用者の地域社会への参加機会を増やし、相互に理解し合える関係づくりを進めます。
3. 支援力の向上と相互協力体制の構築
人材育成は法人全体の経営に関わる重要課題の一つです。全体計画にある育成方針を踏まえたうえで、領域として育成に努め、支援力の向上と相互協力体制の構築を目指します。 (1)人材の育成（研修やOJTなど）を所属事業所だけではなく領域全体のこととして

行います。事業所の垣根を超えたメンバーを対象とし、福祉業界で働く職業人としての基礎的な力（技術や知識）を身に付ける場を設定します。プロジェクトチームやつむぐとなども有効な人材育成の場であるという認識を持ち活用します。そのうえでそれぞれの職員が持つ強みを活かした業務分担等を行い、やりがいのある職場づくりに努めます。

- (2)職員が他事業所(特に居住支援事業所)の状況を知るための情報交換会や(応援体制構築につなげる)実習の機会を作ります。

4. 高齢化・重度化への対応

高齢化・重度化の課題への対応を継続するとともに、より質の高い支援が提供できるよう高齢部門や居住部門、関係する他機関との密な連携を図りながら、以下の3点を実施していきます。

- (1)高齢者介護・支援に必要な基礎知識や介護技術を身につけるために、計画的に職場研修や法人高齢部門事業所への実習を行っていきます。また、重症心身障害、強度行動障害、精神障害、中途障害などの支援に必要なスキルを身につけ実践力に繋げるために、計画的な専門研修の実施や、他法人の事例や実践の情報収集、ケース会議等を活用していきます。
- (2)関係する事業所のメンバーが協働し、ライフステージに合わせた活動のあり方や変化を把握するためのツールを検討します。また、幅広い視点と様々な医療機関との連携が必要になるため、専門職の活用や、新たな専門職導入の可能性も検討します。
- (3)行動障害・重症心身障害・高次脳機能障害・高齢など、様々な課題をお持ちの方々に対する日中活動のあり方や、サービス向上のための最適化に取り組みます。また、重症心身障害・高次脳機能障害の方々の通所環境や居住環境についての研究を行います。

第4節

領域名:障害・相談
「つながり豊かなくらしづくりを支える」～地域のセーフティーネットとしての相談支援～ 複雑化し、多様化する相談ニーズに応じていけるよう、次の点を取り組みの柱として、セーフティーネットとしての進化を目指します。
1. セーフティネットとしての役割を担う土台づくり
法人の相談支援に関わる部門には、ハビットやすばるのような医療系専門職を中心とした有資格者が相談員を務める部署と、あいるやいとのお・びーと・いんくるのように一般支援の職員が相談員を務める部署との協働で相談支援を進めてきました。 そこに当たる職員全体に基礎的な研修を行なった上で、更にセーフティーネットとしての受け止めに丁寧に対応できる人材の育成と、相談に従事するための知識や技術を身に付けた人材の育成に併せて取り組みます。これらの取り組みを通して人材の育成を図り、より良いセーフティネットであり続けることを目指します。 また、相談支援専門員の果たす役割並びに、通所や居住部門との連携の仕方について、法人職員全体が学ぶ機会を提供します。 (1)相談支援専門員初任者研修の計画的な受講(職員外部研修の一環として) (2)自主的な職員の勉強会としての事例検討会の開催 (3)対応事例集を作成し、法人としての利用者・家族支援のイメージ作り (4)外部機関等との協働(都、相談支援関係の団体、市内の関係機関など) ～都研修への講師派遣、相談支援団体への運営協力など～
2. 業務内容の適正化
(1)全体の効率化を常に意識し業務の適正化に努めます。 (2)人と人との繋がりを感じられる相談支援の魅力ややりがいは大切にしながらも、業務の振り返りを行い、デジタルツールなどの導入も検討して合理化をはかります。
3. 具体的な地域課題への対応
利用者の高齢化と家族の高齢化、という二つの課題に加え、8050 問題と呼ばれる、家族全体が高齢化することで発生する、新たなニーズへの対応についても、法人の枠を越えた連携をはかることで、地域課題に立ち向かっていきます。 (1)高齢者支援課や地域包括支援センターとの情報共有。 (2)高齢者関係の研修を受講し、8050 問題のアプローチ方法を探る。 (3)成年後見制度の活用方法を学ぶ。

4. 連携を強化する研究会の開催 相談支援部門の各事業所が互いに連携し、様々な課題に取り組めるように連携の強化を図ります。 また、相談支援の枠を越え通所や居住支援部門なども含めて、法人内に相談支援のノウハウの活用を広げる場としていきます。 こうした取組みを通して、「地域のセーフティネット」強化につながるよう意識して取組み、外からもわかりやすい形の具体化を研究します。 (1)相談支援研究会の継続開催。 (2)法人内のケースワークの連携を図る目的で困難事例などを担当施設とともに取り上げ、具体的な支援策の実施につなげる機会としての活用 (3)基幹相談支援センターや市内地活他事業所との合同企画の実施(研修等)
5. 相談支援に有用なツールの整備 ソーシャルディスタンスが求められる中、対面・電話・IT など各ツールが持つ長所短所を意識して研究し、実際に活用する取組みをすすめます。 (1)リモートによる面談の導入 (2)相談記録・集計方法のデジタル化による、業務の効率化 (3)新しい生活様式に対応した地域活動支援センター事業への取組み(YouTube、LINE など) (4)地域活動支援センター事業などを通じた「つむぐと」への出品や商品の開発提案 (5)高機能障害者に適した活動の開発や提供

第5節

領域名:障害・就労
1. 利用者のライフステージに沿って、支援とのマッチングを適正化する仕組み
(1)利用者の高齢化や生涯学習の観点から、就労継続支援 B 型サービスの多様化が求められています。就労アセスメントシート等を活用し、企業就労に向けてのステップアップやライフステージに沿った施設横断的な利用選択を支援する仕組みを構築し、稼働させます。 (2)就労を前提とした社会生活力を高める学習プログラムを実施し、「学ぶ」と「働く」ことが相互に作用することで、利用者一人一人の成長を多面的に支援する取り組みを進めます。
2. 就労事業の振興(コロナ禍からの復活)
新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動は一時期停滞し、今後の回復も厳しい状況が予測されています。各就労事業においても、令和元(2019)年以前と比較して、売上高が大きく減少した状態が続いています。一方社会では、新たに生まれた価値や商機、商材などがあるのも事実です。 このような状況下において、従来の発想にとらわれない施設の枠を超えた一体的な運営が必要であり、そのうえで、「売上(工賃)向上」と「同業種連携」の実現に向けた取り組みをこれまで以上に加速していく必要があります。 (1)食品事業 ・めまぐるしく変化する食品事業に関する諸制度について、情報収集から対応方法の検討など実施に至るまでのプロセスを、各店舗単位ではなく食品事業全体で取り組み、ノウハウの共有と運営の効率化を図ります。(改正食品表示法、改正食品衛生法(HACCP)など。) ・「新しい生活様式」や世の中のニーズに対応したこれからの店舗経営について、食品事業全体で取り組んでいきます。テイクアウト品や半調理品(いわゆる「中食」といった従来の店内飲食に代わるアイテムの共同開発や、キャッシュレス化、インターネット販売について検討します。 ・「武蔵野市ふるさと応援寄附」や「武蔵野市包括連携協定に基づくセブン-イレブン店舗での販売」などの各事業や、SNSなどの広報戦略については、事業所の枠を超え、食品事業全体で協力し積極的に取り組んでいきます。 ・2事業所(ワークセンターけやき、武蔵野福祉作業所)4店舗(パールブーケ、カフェ・ル・ブレ、さくらごはん、七福)について、上記の取り組みを通して一体的な運営形態を構築し、事業運営の合理化、効率化を図っていきます。 (2)受託事業等 ・多くのご利用者が携わりやすい軽作業について、より一層職員のスキル向上を目指し

ていきます。作業遂行力や工務・工程管理スキル、および支援スキルについて、3事業所（ワークセンターけやき、ワークステージりぷる、武蔵野福祉作業所）で標準化を図り、技術獲得と承継の合理化を進めていきます。

- ・上記の取組を通して生産能力の向上を図り、3事業所共同で行う大口案件を積極的に営業・受注していきます。
- ・コロナ禍の影響や従来からの閑散期に減少する作業量を補填できるよう、軽作業に捕らわれずに、自主製品も含めた新規作業種目の開発、検討を進めていきます。

3. 就労支援全体のグランドデザインの作成と具体化

市民の様々な支援ニーズにこたえるため、様々な障害種別のケースを支援できるように目指します。対象のご利用者の幅を更に広げ、地域で福祉的就労の場を必要としている方々に広くサービスを提供できるような体制づくりを検討し、準備を進めます。

- (1) 様々な目標をお持ちの方々に、自分に合ったペースではたらくことができる場や企業就労が目指せる場を提供し、社会参加や経済的自立が果たせるようにします。(就労伴走サポーター役)
- (2) 障害者雇用枠で企業就労する中高年の方を中心に、セカンドライフを考えるにあたり、新たな活躍の場として法人の就労支援部門が利用できるように、就労支援センターあいるをはじめ、地域の関係機関と連携し、まずモデル事例に取り組めます。
- (3) 長期間自宅で過ごされた方や生活にお困りの方は、就労経験がない、あるいは少ない方が多い状況です。将来、経済的自立を目標とするときには、働く経験や就職活動のノウハウなどが必要になります。武蔵野市福祉公社や若者サポートステーションなど関係機関と連携し、生活困窮者就労準備支援事業をはじめ、法人の就労支援部門の利用を通して、社会参加や経済的自立が果たせるようにします。

4. 領域全体のサービスの質の向上

就労支援に特化した研修を企画実施し、同じ領域で働く職員の知識や技術の標準化を図るとともに事業所間の連携を強化し、領域全体のサービスの質の向上を目指します。

第6節

領域名: 児童
1. 児童発達支援センターの機能強化について
みどりのこども館（通園部ウィズ、相談部ハビット）は令和2(2020)年4月から児童発達支援センターの指定を受けて運営しています。児童発達支援センターとは、厚生労働省ホームページ「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」によると、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）とされています。そのため従来の役割に加えて、利用者・家族への専門性を持った支援および地域への積極的な取り組みが求められました。1年目の令和2年度は、保護者向け講座や職員研修を新たに実施しました。2年目からとなる次期の計画では以下のような取り組みを進めます。 (1)センター内連携: 通園部ウィズと相談部ハビットは従来別の事業として支援を進めてきましたが、それぞれに配置されている職種が多様で通常業務が異なることを活用し、意見交換の場の設定や協働事業を増やすことでセンター内連携を進め、利用者や家族への支援力を高める仕組みを構築します。 (2)地域支援の充実: 保育所等訪問支援事業および市内の子育て支援事業に従事する職員研修の受け入れを開始します。これは、従来よりハビットが実施してきた幼稚園・保育園への巡回相談支援や関係機関向けの研修会の継続実施と合わせて、地域の子育て支援事業所に対し専門的な知識・技術に基づく支援を行うものです。また、児童発達支援事業所連絡会も継続実施し、事業を通して他施設との連携を進め地域の実情の把握とより適したものの改善とを重ねます。これらの取り組みにより、発達面への支援が必要な児童が利用できるサービスが増加するなど、より過ごしやすい地域になることが期待できます。
2. 児童部門の人材育成について
児童部門はみどりのこども館（通園部ウィズ・相談部ハビット）、桜堤ケアハウス（放デイパレット・ハビットサテライト）の2拠点となりました。①にも掲げた地域の中核的な療育施設を運営している法人として、児童の領域で働く職員としての専門的知識やスキル、支援に向かう姿勢などを高める仕組みを検討する必要があります。法人全体研修だけでなく部門としてのキャリアパスを整えて、地域支援・資源のコーディネートができる人材の育成や近年人材不足が続いている保育士等の定着にもつなげていきます。 ・ 外部研修への参加、各関係機関や他自治体への見学 ・ 館内研修 ※定期的にそれぞれのキャリアにおける役割の認識と共有ができるようにする

(1)事業所別研修

日常業務に則したO J Tなども含めて、児童発達支援・放課後等デイサービス・相談支援（児童）の3事業所それぞれで実施

(2)児童領域合同研修

A、基本研修（領域や業務に必要な専門的知識レベルの確認・業務分掌）

B、ケースカンファ

C、専門別研修（職種別・相談・保育・介護 など）

D、指導職研修（主任以上 or 係長以上）

3. 桜堤児童事業の安定運営と、みどりのこども館事業との連携

児童部門はみどりのこども館と桜堤ケアハウスの2拠点に分かれていましたが、事業の関連性が深いため、今後も連携して事業を実施します。

(1)令和2(2020)年度の放課後等デイサービスパレット開設により、慢性的に受け入れ先が不足している肢体不自由児・医ケア児等に対し、放課後・学校休業日に居場所を提供し、余暇の充実・発達支援を行います。家族に対しては、レスパイトの提供と就労保障を目指します。また、本人と家族がそれぞれの時間を有効に過ごすことにより、成人後の生活のビジョン作りを支援します。対象児童の特性から手厚い職員配置はいうまでもありませんが、有資格者の配置や職員の支援技能を高めることなどにより、利用定員に近付け安定した運営を目指します。みどりのこども館通園部ウィズ卒後の利用児が多く見込まれることから、業務交流や児童部門独自の研修によって、ウィズ・パレット双方の職員の支援技能向上を図ったり、職員を互いに派遣できる体制を整えることで効率的な運営を行い、働きやすく休みやすい職場環境を作り、職員の定着を図ります。

(2)ハビットサテライトでは、みどりのこども館相談部ハビット機能の一部を担い、主として計画相談支援を実施します。また、ハビットへの交通の利便性がよくない市内西地区の住民に対して、受理面接など一部基本相談も実施することにより、市民サービス向上を図ります。

(3)児童部門全体では、相談部ハビットの療育相談を経てハビット並びにハビットサテライトでの計画相談支援を利用するケースが多いことから、リアルタイムでのニーズの把握・数年先を見越した利用者動向の把握を行って、ウィズ・パレット双方の事業内容や安定運営に反映させます。

資 料

計画の重点項目一覧・進捗状況チェックリスト

重 点 項 目	R3 (21)	R4 (22)	R5 (23)
高齢部門			
居住			
個性や状態変化に配慮され、安心できる入居生活の提供			
自立支援から看取りまでの個別ケアの推進			
地域とのつながりづくり			
日中			
選ばれるサービスの提供			
利用者・職員と地域のつながり			
認知症支援			
地域共生社会への取組			
相談			
住民同士による支え合いの地域づくり			
関係機関との連携を深めた一体的な地域包括ケアシステム			
家族の高齢化による障害者支援への対応			
障害・児童部門			
居住			
地域生活支援拠点の機能強化に向けた取り組み			
本人のニーズに応じた居住支援の展開			
中軽度知的障害者・発達障害者向け自立生活体験事業の検討			
短期入所・行動援護の拡充			
法人内関係事業所との連携強化			
日中			
生活介護事業等の連携と機能強化			
コロナ禍の中での新たな支援内容・活動プログラムの検討と実施			
支援力の向上と相互協力体制の構築			
高齢化・重度化への対応			

重 点 項 目	21	22	23
障害・児童部門			
相談			
セーフティネットとしての役割を担う土台作り			
業務内容の適正化			
具体的な地域課題への対応			
連携を強化する研究会の開催			
相談支援に必要なツールの整備			
就労			
利用者のライフステージに沿って支援とのマッチングを適正化する仕組み			
就労事業の振興			
就労支援全体のグランドデザインの作成と具体化			
領域全体のサービスの質の向上			
児童			
児童発達支援センターの機能強化			
児童領域の人材育成			
桜堤児童事業の安定運営とみどりのこども館事業との連携			

【策定経過】 ー法人職員のみなさんへー

1 令和元(2019)年度

中期基本計画の進捗を管理するため、理事長が任命した 5 名の職員からなる中期基本計画進捗状況管理チームを発足させました。

平成 2 年度の策定作業に向けて、『平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度中期基本計画』の進捗状況の確認を行うとともに、全体的な総括を行っています。

総括した内容を基にして、次期計画の柱となる基本方針について討論をし、進むべき方向性の共通認識を深めました。ここで確認・共有した内容を討論の基盤として、令和 2 年度の進行計画を作成しています。

2 令和2(2020)年度

第 5 期の中期基本計画は、令和 2 年度で策定し、令和 3 年度から令和 5 年度で実施します。今回は、令和元年度に任命された 5 名の中期基本計画進捗管理チームを、策定チームとして再編成し、3 年間の計画づくりに向けて策定作業を実施しました。

はじめに法人経営のこれからを担う係長クラス職員と主任から人選したメンバーにより、事前に課題にそった考えを提出してもらった上で、グループワークによる意見交換を進めました。

これにより、①次期計画策定に向け、自らの担当事業に関わる課題等に関する意見・提案、②次期計画策定に向け、法人全体に関わる課題等に関する意見・提案、が共有できました。

ここで共有された題材を基礎資料として、高齢部門は居住・日中活動・相談の 3 領域、障害部門は居住・日中活動・相談・就労・児童の 5 領域ごとに、計画の素案を作成しました。更に多くの職員から意見を募るべく、法人内でパブリックコメントを実施し、これにより、計画の広がりを目指しました。

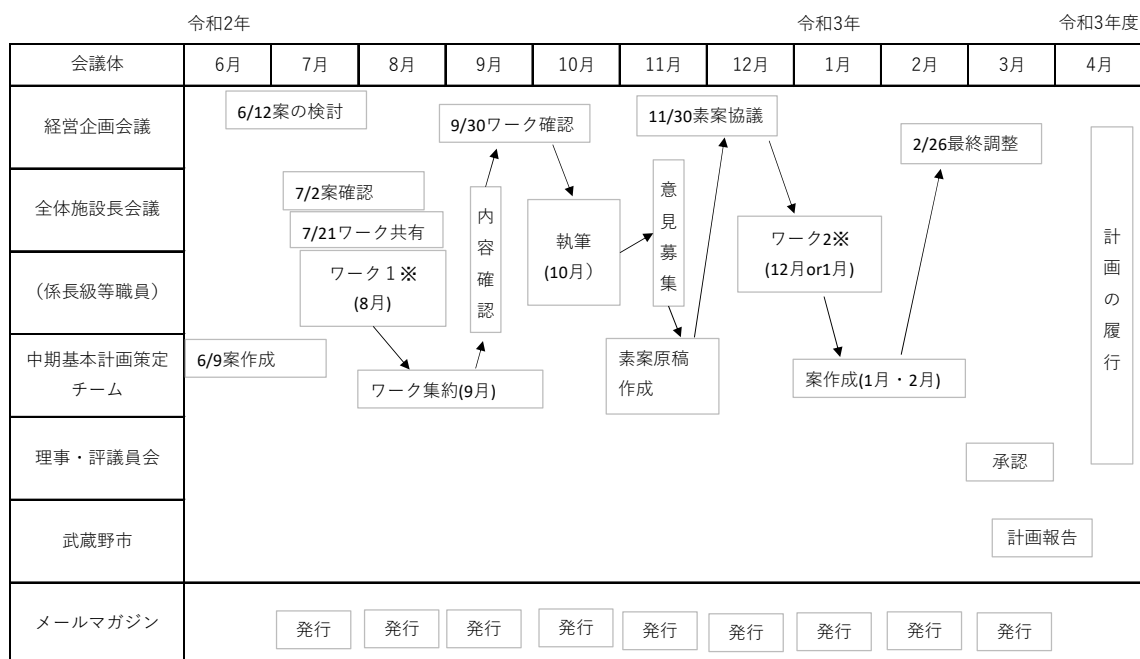
その後、2 回目のグループワークを開催しました。①中期基本計画(中間のまとめ)を読んで最も着目した内容とそこへの意見、②3 つのテーマによる意見発表・意見交換(a, 地域に法人の応援団をもっと増やすためには、b, 組織をより活性化させる研修の在り方とは、c, 危機に負けない法人をつくるには)により、今度は広がった計画の深化に取り組みました。

また、今回初の試みとして、メールマガジンを配信しました。法人内で計画の内容や取り組みの状況、出された意見や取り上げられているテーマなどを職員間で共有しながら進めることはとても大切なことと考えていました。適宜そうした情報を発信することによって、気持ちをひとつにしていくことを目指しました。

このような流れで計画されたものが、今皆さんが手に取っている冊子です。

読みにくい部分や、取り上げられていないテーマ、深め切れていない内容などがあると思いますが、それは更に今後の取り組みを通して、具体的に取り上げながら、実践していきたいと考えています。

以上のような進行は、次の策定スケジュールに沿って進行了しました。



3 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

こうして策定した計画は、令和3(2021)年度から3年間かけて実現に向けて取り組みます。私たちの法人全体の問題として、所属する職員ひとり一人が強く意識し、より具体的な取り組みとして実現に向けた努力を継続していきます。

ただし、それは法人だけの力で実現できるものではありません。武蔵野市行政はもとより、関係機関や他団体の方々と連携しながら、何よりも地域住民の皆様と手を携えて考えていきたいと確認しました。

つながり豊かなくらしづくりを目指して、地域社会に役立つ社会福祉法人を目指していきましょう。

第五期中期基本計画策定チーム

本庄一聖、植村由紀彦、

阿部秀和、荒木大輔、都賀田一馬

社会福祉法人武蔵野 第五期中期基本計画

令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度

令和 3(2021)年 3 月

編集・発行

社会福祉法人武蔵野

〒180-0001

武蔵野市吉祥寺北町 4-11-16

電話 0422-54-7666